
プロジェクト **譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化**
項目 **「連結会計基準」の改正案の検討**

I. 本資料の目的

1. 本資料では、現在審議を行っている譲受人が特別目的会社（以下「SPC」という。）である場合の金融資産の消滅範囲の明確化に関する企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）（金融商品会計基準及び金融商品実務指針をまとめて以下「金融商品会計基準等」という。）の改正を踏まえ、企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」（以下「連結会計基準」という。）の見直しについて、ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 247 回金融商品専門委員会（2025 年 12 月 17 日開催）（以下「第 566 回企業会計基準委員会等」という。）において、これまでの経緯を示した上で、金融商品会計基準及び金融商品実務指針について、次の改正を行うことを ASBJ 事務局から提案した。
 - (1) 金融商品会計基準（注 4）について、証券の所有者だけではなく、貸付金の所有者についても同様に扱うことを示す。
 - (2) あわせて、金融商品実務指針第 40 項について、譲渡人が SPC の発行する証券を保有することになる場合のみではなく、SPC に対する貸付金を保有する場合についても同様に扱うことを示す。
3. 第 566 回企業会計基準委員会等においては、前項の ASBJ 事務局の提案に対して概ね異論は聞かれなかったため、提案内容を反映した金融商品会計基準の改正案（関連して修正が必要と考えられる他の会計基準等の修正案の文案を含む。）及び金融商品実務指針の改正案の文案をお示しした。
4. 前項の審議において、連結会計基準第 7-2 項について、金融商品会計基準等の改正による他の会計基準等についての修正の対象として、次のとおり修正することを提案した。

第 7-2 項 前項にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制
--

限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社に対する投資者又は融資者が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

5. その後、ASBJ 事務局において検討した結果、本資料では、次の理由から、金融商品会計基準等の改正による他の会計基準等についての修正ではなく、会計基準の改正として取り扱うことを提案している。
 - (1) 資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）は、金融資産だけでなく、不動産を含むすべての財産権を流動化の対象とするものであること。
 - (2) 連結会計基準第 7-2 項は、連結の範囲に関連して、一定の要件を満たした特別目的会社は、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定するものであり、金融資産の消滅とは異なる内容を定めるものであること。

III. ASBJ 事務局の分析

(文案の見直しの要否)

6. 金融商品会計基準等の改正では、金融資産の譲渡において、譲渡された金融資産から生じるキャッシュ・フローを実質的に受け取ることができるかどうかという観点からの評価においては、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付を行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないことから、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すことを提案している。
7. この点、特別目的会社について、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当するかどうかの評価においても、特別目的会社が発行する証券を保有している投資者と特別目的会社に対して貸付を行っている融資者とで異なる取扱いを設ける特段の理由はないと考えられる。
8. また、同様の内容を定めている財務諸表等規則第 8 条第 7 項では、「適正な価額で譲り受けた資産から生じる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第 2 条第 12 項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており」（下線は ASBJ 事務局が追加）とされており、実務上は当該定めにより対応されている可能性があると考えられる。このため、実務上は実質的にほとんど影

響しない可能性があるものの、会計基準において明確化した方が望ましいと考えられる。

9. 上述の検討を踏まえ、連結会計基準第 7-2 項について、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すことが考えられる。ここで、金融商品会計基準等の改正案の文言を用いるか、財務諸表等規則の表現を用いるかが課題となりえるが、金融商品会計基準は根拠法令に触れていないのに対して、連結会計基準第 7-2 項は資産の流動化に関する法律に触れていることから、資産流動化法第 2 条第 12 項について言及している財務諸表等規則の表現を用いることが考えられる。この場合、本資料第 4 項に記載した連結会計基準第 7-2 項の改正案については、以下のとおりとすることが考えられる（下線部分が追加した文言である。）。

第 7-2 項 前項にかかわらず、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）（以下「資産流動化法」という。）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法第 2 条第 12 項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した企業の子会社に該当しないものと推定する。

（適用時期及び経過措置）

10. 審議事項(3)-2 では、金融商品会計基準等の改正に関する適用時期及び経過措置について検討しており、次のとおり提案している。
- (1) 最終基準の公表日以後最初に到来する 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用する。
 - (2) 早期適用については、最終基準の強制適用日の 1 年前の 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後実施される金融資産の譲渡から適用することができるとする。
 - (3) 本改正案の適用初年度において、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。また、本改正案の適用前に実施された金融資産の譲渡に係る従前の取扱いは、本改正案の適用後においても継続し、本改正案の適用日における会計処理の見直し及び遡及的な処理は行わないものとする。
11. ここで、連結会計基準の改正は、金融商品会計基準等の改正を踏まえて検討したもので

あるため、連結会計基準の改正に係る適用時期及び経過措置は、金融商品会計基準等の改正と整合させることが考えられる。しかしながら、金融商品会計基準等の改正に係る適用時期及び経過措置は取引単位で定めることを提案しているのに対して、連結範囲の判断は年度（又は期中会計期間）単位で行うため、この違いを反映するように表現を見直す必要があると考えられる。

12. 具体的には、強制適用については、最終基準の公表日以後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することが考えられる。また、早期適用については、最終基準の強制適用日の1年前の4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができることが考えられる。さらに、経過措置については、遡及適用は求めず、将来にわたって適用することが考えられる。

IV. ASBJ 事務局による提案

13. 本資料第6項から前項までの分析を踏まえて、本プロジェクトにおける連結会計基準の改正について、次のことが考えられるがどうか。
 - (1) 連結会計基準第7-2項において、特別目的会社に対する融資者を特別目的会社に対する投資者と同様に取り扱うことを示すように見直す。見直しにあたっては、同様の内容を定めている財務諸表等規則の表現を用いる。
 - (2) 強制適用については、最終基準の公表日以後最初に到来する4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用とする。
 - (3) 早期適用については、最終基準の強制適用日の1年前の4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することができるとする。
 - (4) 経過措置については、遡及適用は求めず、将来にわたって適用する。
14. 前項の事務局提案を反映した具体的な文案イメージは別紙（HPでは非公表）のとおりである。

ディスカッション・ポイント

本資料第6項から第14項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上